〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　７年　７月　１日　至　令和　８年　６月３０日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　　医療法人　七藤会

①　□ 財団　　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　　□ 特定医療法人　　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　　■ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地　　岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目３番２号~~番地~~

(3) 設立認可年月日　　平成１８年　６月２３日

(4) 設立登記年月日　　平成１８年　７月　７日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	佐藤　邦彦	もりおか胃腸科内科クリニック　管理者
理　事	佐藤　友佳	
同	石川　麻美	
同	井上　裕美	
監　事	佐藤　一範	

２　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	もりおか胃腸科内科クリニック	０３１０１１６３４８	岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目３番２号	無床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　７年　８月２５日　　令和６年度決算の決定　・　理事長の重任

様式２

法人名　医療法人　七藤会
所在地　岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目３番２号

※医療法人整理番号			2	8	9

財　産　目　録

（令和　８年　６月３０日現在）

１．資　産　額	66,133	千円
２．負　債　額	6,346	千円
３．純　資　産　額	59,787	千円

（内　訳）　（単位：千円）

区　分		金　額
Ａ 流 動 資 産		45,466
Ｂ 固 定 資 産		20,667
Ｃ 資 産 合 計	（Ａ＋Ｂ）	66,133
Ｄ 負 債 合 計		6,346
Ｅ 純　資　産	（Ｃ－Ｄ）	59,787

（注）財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　地　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　物　（□ 法人所有　■ 賃借　□ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－２

法人名　医療法人 七藤会
所在地　岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目3番2号

※医療法人整理番号			2	8	9

貸　借　対　照　表

（令和　８年　６月３０日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	45,466	Ⅰ 流動負債	6,346
Ⅱ 固定資産	20,667	Ⅱ 固定負債	-
１有形固定資産	7,735		
２無形固定資産	12,932	負債合計	6,346
３その他の資産		純資産の部	
		科目	金額
		Ⅰ 出資金	15,000
		Ⅱ 積立金	44,787
		純資産合計	59,787
資産合計	66,133	負債・純資産合計	66,133

（注）経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－２

法人名　医療法人　七藤会
所在地　岩手県盛岡市中ノ橋通二丁目３番２号

※医療法人整理番号			2	8	9

損　益　計　算　書

（自　令和　7年　7月　1日　至　令和　8年　6月３０日）

（単位：千円）

科目	金額
Ⅰ 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	113,317
2 事業費用	112,689
本来業務事業利益	628
事業利益	628
Ⅱ 事業外収益	1,087
Ⅲ 事業外費用	0
経常利益	1,715
Ⅳ 特別利益	402
Ⅴ 特別損失	0
税引前当期純利益	2,117
法人税等	449
当期純利益	1,668

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　七藤会
理事長　　佐藤　邦彦　殿

私は、医療法人七藤会の令和７会計年度（令和７年７月１日から令和８年６月３０日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1)　事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
(2)　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3)　計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
(4)　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　８年　８月２７日

医療法人　七藤会

監事　佐藤　一範